

# 会 議 録

|       |                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称 | 平成24年度第12回選挙管理委員会                                                                         |
| 開催日時  | 平成24年12月 2 日（日）午前10時45分から午前11時 3 分まで                                                      |
| 開催場所  | 西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室                                                                  |
| 出席者   | 中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員<br>澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長                                        |
| 議 題   | 議案第38号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について<br>議案第39号 平成24年12月 2 日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について<br>そ の 他 |

## ○ 委員長

連日お疲れのところ、また、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。  
定刻を過ぎましたが、ただいまから平成 24 年度第 12 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は 2 件とその他でございます。

始めに議案第 38 号 『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』 を議題といたします。事務局から説明を求めます。

## ○ 事務局

それでは、恐れ入ります。1点をお願いいたします。

議案第38号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

2点をお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し登録申請された在外選挙人の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、女性1人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

以上で、議案第38号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』の説明とさせていただきます。

なお、今回は在外選挙人名簿から登録抹消される者はありません。

## ○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

特にないようですので、議案第 38 号 『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』 はこの案のとおり決定いたします。

次に、議案第 39 号 『平成 24 年 12 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』 を議題といたします。事務局から説明を求めます。

## ○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の3ページをお開きください。

議案第39号『平成24年12月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』御説明いたします。

本案は、公職選挙法第19条（永久選挙人名簿）第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

4ページをお開きください。

名簿登録が短い期間で連続するため、通常と異なる資料となっておりますが御了承ください。

内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別。次いで前回登録者数、今回の場合は平成24年11月28日の東京都知事選挙選挙時登録のものとなっております。

次が新規登録者数ですが、転入による新規登録者は住所要件として平成24年9月1日以前に転入届出を行った者でございます。

新成人による新規登録者は、年齢要件として平成4年12月2日以前に出生した者でございます。その他の新規登録者は、住所設定、帰化等がございます。

続いて抹消者数ですが、転出後4か月を経過するに至った者及び死亡による抹消者、職権消除者でございます。

左側の欄の一番下の合計欄を御覧ください。

以上の内容で計算した結果、平成24年12月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より49人増、女性が前回より42人増、合計で91人増となり、男性78,468人、女性82,758人の計161,226人となるものでございます。

関連する資料といたしまして、5ページは公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿（定時登録）の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第28号）の写し、6ページは公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第29号）の写し、7ページは地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による50分の1の告示（告示第32号）の写し、8ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)第2項の規定に基づく3分の1の告示（告示第33号）の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第39号『平成24年12月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

特にないようですので、議案第39号『平成24年12月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

次回は明日 12 月 3 日 10 : 15 選挙人名簿選挙時登録（衆議院議員選挙）です。

11月30日から市議会第4回定例会が始まりました。東京都知事選挙執行経費に係る補正予算第2号の専決処分について及び衆議院議員選挙執行経費に係る補正予算第3号の専決処分について御審議いただき、質問がございました。都からの交付はいつごろになるのか。衆議院のポスター掲示場の予算が都知事より高いのはなぜか、でした。都からの交付は年度内の予定、衆議院は解散で期日がなく業者が対応できないという状況で、東京都が統一規格で一括発注したものなら業者が対応できるということでしたので、それを各市が購入することとなりました。しかし、見積りが取れる状況ではなく、過去の実績、都知事選を参考にし、そこにいくらか上乘せを行ったが、実際の契約ではもっと低い金額になる旨を答弁しました。全員で専決予算の2つの議案は承認されました。

11月30日から東京都知事選挙の期日前投票が始まっております。

市報で衆議院選挙、都知事選挙について特集を行っていますが、衆議院選挙小選挙区の投票用紙について、本来オレンジ色のところをピンク色と掲載していました。ある議員から指摘がありました。15日号の市報で訂正とお詫びをする予定です。なお、ホームページでは12月1日に訂正し、お詫びをしています。申し訳ありませんでした。

○ 委員

都の衆議院選挙の執行計画の改定は、どこが変わったのか。都に聞いてほしい。

○ 事務局

聞いてみる。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

他になければ、本日の第12回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。御苦労様でした。11時3分 終了

以上